

各大学および高等専門学校における運動部活動等実施と新型コロナウイルス感染症対策の徹底の両立についてお知らせします。

事務連絡
令和4年12月12日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

スポーツ庁地域スポーツ課
参事官（地域振興担当）

大学等の運動部の活動等の実施と新型コロナウイルス感染症対策の徹底の両立について

各大学および高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれましては、学生の運動部の活動・課外活動（以下「運動部活動等」という。）の実施と新型コロナウイルス感染症対策の徹底の両立を図るための様々な工夫を講じていただいております。改めて感謝申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対象方針の変更等及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和4年11月28日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）（以下「11月事務連絡」という。）においてお知らせしたとおり、令和4年11月25日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の変更が行われました。この中において、「令和4年秋以降の新型コロナウイルスの感染拡大においては、これまでの感染拡大を大幅に超える感染者数が生じることもあり得るとされており、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されている。その場合でも、同年夏と同様、同年夏に感染が拡大したオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるとともに、同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本的な考え方とする。」ことが示されているところです。

スポーツ庁としては、大学等の学生が、学業との両立を図りつつ、運動部活動等を通じ、日常の活動や合宿・遠征等の活動において積極的にスポーツに親しむことは、大学生生活を健康で有意義に過ごす観点、練習強度を高めて安全にスポーツを楽しむ観点や、豊かな人間形成に資する観点から重要であると考えています。各大学等におかれては、変更された基本的対処方針や 11 月事務連絡を踏まえ、**スポーツ活動実施中以外でマスクを正しく着用することや、体調不良等の症状がある場合においては活動に参加しないことなど、基本的な感染症対策を徹底した上で、運動部活動等の実施との両立にお取り組いただけますようお願いいたします。**

併せて、先般、一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）が、大学スポーツ活動の実施にあたって留意すべきこと等を示した『新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」』（第 7 版）を公表しています。当該ガイドラインも参考にしながら、各大学等の運動部活動における感染対策の実施にお取り組いただけますようお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、**本件について周知されるようお願いいたします。**

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対象方針の変更等及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）（令和 4 年 11 月 28 日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20221128-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 一般社団法人 大学スポーツ協会（UNIVAS）

<https://www.univas.jp/>

- 新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」（第 7 版）

<https://www.univas.jp/article/449078/>

【本件担当】

スポーツ庁地域スポーツ課

参事官（地域振興担当）

担当：齊藤、松尾

アドレス：stiiki@mext.go.jp

電話：03-5253-4111(内線 3951)

FAX：03-6734-3955